

福島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

福島市教育委員会  
教育長 佐藤 秀美

福島市教育委員会規則第2号

福島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

福島市教育委員会会議規則（昭和31年規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第2条 会議の招集は、会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事件を、あらかじめ、各委員に通知して行う。 2 (略)	第2条 会議の招集は、会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事件を、あらかじめ、各委員に通知して行なう。 2 (略)
第5条 教育長及び教育長の職務代理者がともに欠けたとき、又は事故があるときは、最年長の委員が教育長の職務を行う。	第5条 教育長及び教育長の職務代理者がともに欠けたとき、又は事故があるときは、最年長の委員が教育長の職務を行なう。
第10条 会議は、おおむね次の順序で行う。 (1) (略) (2) <u>議事録署名人及び記録係の指名</u> (3) <u>議事日程の決定</u> (4) <u>議事</u> (5) (略)	第10条 会議は、おおむね次の順序で行なう。 (1) (略) (2) <u>議事日程の決定</u> (3) <u>議事録署名人及び記録係の指名</u> (4) <u>前会会議録の承認</u> (5) (略)

(6)・(7) (略)

第30条 教育長は、速やかに当該会議録を公表しなければならない。

(6) 議事

(7)・(8) (略)

第30条 教育長は、会議録を当該会議録に係る会議の次の会議に提出し、その承認を受けなければならない。

2 教育長は、前項の承認を受けた後速やかに当該会議録を公表しなければならない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。